

業務規程・業務規程細則改正のご案内

平素は、当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程、および株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則を以下の通り改正いたしましたのでご案内いたします。

(下線の箇所が改正となっております。)

株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程の改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

新	旧
<p>(当社が取り扱う電子記録)</p> <p>第21条 当社は、次に掲げる電子記録をする。</p> <p>一 発生記録</p> <p>二 譲渡記録</p> <p>三 支払等記録</p> <p>四 変更記録</p> <p>五 保証記録</p> <p>六 分割記録</p> <p>七 信託の電子記録</p> <p>八 強制執行等の記録</p> <p>2 当社は、利用者のでんさいに係る債権の行使のために特に必要と認めた場合には、でんさいに係る債権の行使に必要な限度において電子記録に係る特別な取扱いをすることができる。</p> <p>3 当社は、質権設定記録<u>および記録機関変更記録</u>をしない。</p>	<p>(当社が取り扱う電子記録)</p> <p>第21条 当社は、次に掲げる電子記録をする。</p> <p>一 発生記録</p> <p>二 譲渡記録</p> <p>三 支払等記録</p> <p>四 変更記録</p> <p>五 保証記録</p> <p>六 分割記録</p> <p>七 信託の電子記録</p> <p>八 強制執行等の記録</p> <p>2 当社は、利用者のでんさいに係る債権の行使のために特に必要と認めた場合には、でんさいに係る債権の行使に必要な限度において電子記録に係る特別な取扱いをすることができる。</p> <p>3 当社は、質権設定記録をしない。</p>
<p>(当社による電子記録および通知)</p> <p>第25条 当社は、第23条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の囑託がされた場合には、遅滞なく(利用者が第30条第1項第9号または第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく)、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。</p> <p>2 当社は、前項の電子記録(口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。)をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容<u>(記録機関変更記録をしない旨を除く。)</u>について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。</p> <p>3 当社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>	<p>(当社による電子記録および通知)</p> <p>第25条 当社は、第23条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の囑託がされた場合には、遅滞なく(利用者が第30条第1項第9号または第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく)、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。</p> <p>2 当社は、前項の電子記録(口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。)をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。</p> <p>3 当社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>
<p>(改正)</p> <p>第67条 この規程の改正は、取締役会の監督のもと代表執行役が行う。</p> <p>2 前項の改正の効力は、法第70条に規定する主務大臣の認可を受けて、代表執行役が定める日から生ずる。</p> <p><u>3 改正内容および改正日は、当社および参加金融機関のホームページもしくは店頭で公表し、または利用者に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 改正日が到来した後(前項のホームページを閲覧することができない利用者については、前項の改正内容および改正日が店頭で公表され、または当該利用者に通知された後)、利用者が当社を利用したときは、改正後の規程を承認したものとみなす。</u></p>	<p>(改正)</p> <p>第67条 この規程の改正は、取締役会の監督のもと代表執行役が行う。</p> <p>2 前項の改正の効力は、法第70条に規定する主務大臣の認可を受けて、代表執行役が定める日から生ずる。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>附 則 (平成 29 年 4 月 1 日改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>(債権記録に記載されている事項の開示の請求の方法等)</p> <p>第56条 規程第 57 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>(第 2 項～第 6 項まで略)</p> <p>7 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。</p> <p>一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項</p> <p>① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項第1号または第2号に定める事項。ただし、<u>記録機関変更記録をしない旨</u>、電子記録の訂正または回復の年月日および規程第58条第1項に定める事項を除く。</p> <p>② 開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項</p> <p>(同項第 2 号、第 3 号略)</p> <p>(第 8 項略)</p>	<p>(債権記録に記載されている事項の開示の請求の方法等)</p> <p>第 56 条 規程第 57 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>(第 2 項～第 6 項まで略)</p> <p>7 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。</p> <p>一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項</p> <p>① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項第1号または第2号に定める事項。ただし、電子記録の訂正または回復の年月日および規程第 58 条第 1 項に定める事項を除く。</p> <p>② 開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項</p> <p>(同項第 2 号、3 号略)</p> <p>(第 8 項略)</p>
<p><u>附 則 (平成 2 9 年 4 月 1 日改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第 1 条 この細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

以上